

## 入札の告示

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産本部釧路水産試験場告示第1号  
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和5年4月5日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
理事長 小高 咲



### 1 入札に付す事項

#### (1) 契約の目的の名称及び予定数量

ア 契約の目的の名称

A 重油 1リットル当たりの単価

イ 数量

調達予定数量 250,000リットル

#### (2) 契約の目的の仕様等

JIS分類1種1号

#### (3) 契約期間

令和5年4月(契約の日)日から

令和6年3月31日まで

#### (4) 納入場所

釧路港

#### (5) 納入方法

納入は原則バージ船によるものとするが、やむを得ず他の方法で納入する際の費用については、乙の負担とする。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格を有すること。

(2) 北海道及び北海道立総合研究機構が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和53年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(4) 釧路市内に本社又は支店等の事業所を有すること。

(5) 給油船舶を保有していること、又は代行給油を行えること。

(6) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

### 3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)及び(7)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年4月5日から令和5年4月13日

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号085-0027 北海道釧路市仲浜町4番25号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部

電話番号0154-23-6221

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

北海道釧路市仲浜町4番25号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部

### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所及び日時 北海道釧路市仲浜町4番25号  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場会議室  
令和5年4月19日 午前10時30分
- (2) 開札場所及び日時 (1)に同じ。
- 6 入札保証金  
入札保証金は、免除する。
- 7 契約保証金  
契約保証金は、免除する。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 北海道釧路市仲浜町4番25号  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、地方独立行政法人北海道立総合研究機構(※1)及び地方独立行政法人  
北海道立総合研究機構釧路水産試験場のホームページ(※2)においてダウンロード  
することができる。
- ※1 <http://www.hro.or.jp/>  
※2 <http://www.hro.or.jp/list/fisheries/research/kushiro/>
- 9 送付による入札の可否  
認めない。
- 10 落札者の決定方法  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。  
以下「取扱規則」という。)第19条に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定によ  
り定めた予定価格(1リットルあたりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1リットルあたりの  
単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 11 契約書作成の要否  
要
- 12 その他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げ  
る入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い  
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、  
消費税抜き価格相当額(1リットルあたりの単価)とすること。  
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した  
合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)
- (3) 入札説明の日時及び場所
- ア 日時 随時  
イ 場所 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部  
イ 所在地 郵便番号085-0027 北海道釧路市仲浜町4番25号  
電話番号0154-23-6221
- (5) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。  
なお、物品競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

## 入札説明書

この入札説明書は、令和5年4月5日付け令和5年釧路水産試験場告示第1号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 小高 咲

### 2 入札に付す事項

#### (1) 契約の目的の名称及び予定数量

ア 契約の目的の名称

A 重油 1リットル当たりの単価

イ 数量

調達予定数量 250,000リットル

※ただし、数量については、若干変更する場合があります。

#### (2) 契約の目的の仕様その他の明細 J I S 1種1号

#### (3) 契約期間 令和5年4月(契約の日)日から

令和6年3月31日まで

#### (4) 納入場所 釧路港

#### (5) 納入方法 納入は原則バージ船によるものとするが、やむを得ず他の方法で納入する際の費用については、乙の負担とする。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

#### (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格(物品の購入の資格のうち、業種別に区分した中分類60(車両燃料)に該当する者に限る。)を有すること。

#### (2) 北海道及び北海道立総合研究機構が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

#### (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和53年法律第96号)第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

#### (4) 釧路市内に本社又は支店等の事業所を有すること。

#### (5) 給油船舶を保有していること。又は代行給油を行えること。

#### (6) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

#### (7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

イ本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

ウ消費税及び地方消費税

### 4 制限付一般競争入札参加資格の審査

#### (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(3)(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年4月5日から令和5年4月13日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午後9時00分から午後5時00分まで

イ 申請の方法 別紙「制限付一般競争入札参加資格申請書」に記載の上、当該申請書の添付書類欄に記載されている各添付書類を添えて提出すること。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号085-0027 北海道釧路市仲浜町4番25号  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部  
電話番号0154-23-6221

#### (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 5 契約条項を示す場所

北海道釧路市仲浜町4番25号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構釧路水産試験場総務部

### 6 入札執行の場所及び日時

#### (1) 入札場所及び日時 北海道釧路市仲浜町4番25号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場会議室

令和5年4月19日 午前10時30分

#### (2) 開札場所及び日時 (1)に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

取扱規則第19条に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格（1リットル当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1リットルあたりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(3) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（1リットルあたりの単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(4) 入札説明の日時及び場所

ア 日時 随時

イ 場所 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 釧路水産試験場総務部

イ 所在地 郵便番号085-0027 北海道釧路市仲浜町2番25号  
電話番号0154-23-6221

(6) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(7) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(8) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(9) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(10) その他

この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

## 物品競争入札心得

(総則)

第1条 地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)が発注する物品購入等の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者は除く。)は、入札執行前に見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道総研を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札

(7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

(8) 無権代理人がした入札

(9) 入札に関し不正の行為があった者のした入札(当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。)

(10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とし、

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(入札保証金等の返還)

第11条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、理事長の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に理事長に提出しなければなりません。

(落札者と契約を行わない場合)

第13条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

(入札保証金等の帰属)

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道総研に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を道総研に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

1 前項の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日)までの期間以上のものでなければなりません。

2 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

3 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第17条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することができます。

(入札の取りやめ等)

第18条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1)入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により理事長に連絡すること。

(2)入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第20条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することができます。

## 物品売買単価契約書（案）

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 1 契約事項      | 燃料の売買                      |
| 2 燃料の種類及び規格 |                            |
| (1) 燃料の種類   | A重油                        |
| (2) 規 格     | JIS 1種1号                   |
| 3 納入場所      | 釧路港                        |
| 4 契約期間      | 令和5年4月（契約の日）日から令和6年3月31日まで |
| 5 単 価       | 1リットル当たり <u>金</u> 円        |
- 上記価格に消費税及び地方消費税相当額を加算する。

上記燃料の売買について、発注者 地方独立行政法人北海道立総合研究機構と供給人                     （以下「受注者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 札幌市北区北19条西11丁目1番地9  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
理事長 小高 咲 印  
(担当部局：釧路水産試験場)

受注者 住 所  
氏 名

### （総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書の燃料を、契約期間中、発注者の発注の都度、その指定する期日（以下「納入期限」という。）までに納入し、発注者は、その対価を受注者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知（第4条の通知を除く。）、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

### （権利義務の譲渡等）

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （単価の変更）

- 第3条 発注者又は受注者は、契約期間中に経済情勢の激変その他の予期することのできない特別の事情により価格に著しい変動を生じ、契約単価が不相当となったと認めるときは、協議の上これを変更することができるものとする。

### （納入及び検査）

- 第4条 受注者は、納入場所に燃料を納入したときは、直ちにその旨を発注者に通知するとともに、納品書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。
- 3 給油票等の発行、燃料の納入、検査及び引渡しに要する一切の費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前3項の規定を準用する。

### (代金の支払)

第5条 発注者は、燃料の引渡しを受けた後、当該燃料に係る代金額に当該代金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「売買代金」という。）を発注者が受注者から適法な支払請求書を受領した日の翌月の25日（25日が金融機関等の営業日でない場合には、その直後の営業日）までに支払うものとする。

2 売買代金の支払場所は、発注者の理事長の勤務の場所とする。

### (給油票等の亡失)

第6条 発注者は、給油票等を亡失した場合は、その旨を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、発注者から前項の通知を受けた日から起算して7日以降の日において、当該給油票等により給油を行った場合は、その売買代金を発注者に請求できないものとする。

### (履行遅滞)

第7条 受注者は、納入期限までに燃料を納入することができないときは、その理由を付して発注者に納入期限の延期を申し出なければならない。

2 前項の申出があった場合において、発注者が納入期限の延期を承諾したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと発注者が認めた場合又は発注者の責めに帰すべきものである場合を除き、受注者は、その納入期限の翌日から納入の日までの日数（第4条第4項の規定により代品を納入した場合において、当該代品の納入が納入期限後となる場合にあっては、当該合格しない燃料の検査に発注者が要した日数を除く。）に応じ、当該遅滞に係る燃料の売買代金につき年3.0パーセントの割合で計算して得た額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により第5条第1項の売買代金の支払が遅れたときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を発注者に請求することができる。

### (契約不適合責任)

第8条 発注者は、引き渡された燃料が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その燃料の代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、当該履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

### (危険負担)

第9条 第4条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた燃料についての損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

### (秘密の保持)

第10条 受注者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

### (発注者の催告による契約解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限までに燃料の納入及び引渡しを完了しないとき又は期限後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

### (発注者の催告によらない契約解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 燃料の納入及び引渡しを完了することができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に



関与していると認められる者に売買代金債権を譲渡したとき。

(7) 第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第13条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 受注者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第20条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第20条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分取消しの訴え（以下この条において「処分取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 受注者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第20条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分取消しの訴えが提起されたときであって当該処分取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分取消しの訴えが提起されたときであって当該処分取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者に対して行われたときは処分取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分取消しの訴えが提起された場合であって当該処分取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受注者に対する命令とし、これらの命令が受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受注者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、処分取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号）第30条第1項の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(6) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

**（発注者の責めに帰すべき理由による場合の契約解除の制限）**

第14条 第11条各号又は第12条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、第11条又は第12条の規定による契約の解除をすることができない。

**（受注者の催告による契約解除権）**

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

**（受注者の責めに帰すべき理由による場合の契約解除の制限）**

第16条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

**（発注者の損害賠償請求等）**

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請

求することができる。

- (1) 第8条第1項に規定する契約不適合があるとき。
  - (2) 第11条又は第12条の規定により、燃料の納入及び引渡し後に契約が解除されたとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、発注者と受注者とが協議して定めた額の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第11条又は第12条の規定により燃料の納入及び引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 燃料の納入及び引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき理由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 第1項各号又は前項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、前2項の規定は適用しない。

**(受注者の損害賠償請求等)**

第18条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

**(契約不適合責任期間等)**

第19条 発注者は、引き渡された物品に関し、第4条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第566条本文の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

**(不正行為に伴う賠償金)**

第20条 受注者は、この契約に関して、第13条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として引渡しを受けた燃料の売買代金の合計額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない燃料の売買代金に係る賠償金については、当該燃料の売買代金が確定した都度、前項の規定中「引渡しを受けた燃料の売買代金の合計額」とあるのは「引渡しを受けた燃料の売買代金」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 発注者は、実際に生じた損害の額が前2項の賠償金の額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 4 第1項及び第3項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

**(相殺)**

第21条 発注者は、受注者に対して違約金その他の金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する売買代金請求権その他の債権と相殺することができる。

**(契約に定めのない事項)**

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

# 入札書

令和 年 月 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 様

入札者 住所  
氏名 ⑩

代表者 住所  
氏名 ⑩

副代表者 住所  
氏名 ⑩

競争入札心得、契約条項ほか、地方独立行政法人北海道立総合研究機構が示した競争入札の執行条件を承諾のうえ、下記の金額で入札いたします。

## 記

契約条項 A重油 1リットル当たりの単価

品名	規格	単価単価(消費税及び地方消費税抜き単価相当額)
A重油	JIS 1種1号	1リットル当たり 円

# 委任状

令和5年 月 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 様

委任者 住所  
称号又は  
名称  
代表者名 ⑩

私は、次の者を代理人と定め、次に掲げる権限を委任します。

委任者 住所  
(代理人) 称号又は  
名称  
代表者名 ⑩  
(又は氏名)

## 1 委任事項

- (1) 入札書及び見積書の提出に関すること
- (2) 契約の締結に関すること
- (3) 物品の購入、その代金の請求及び受領に関すること
- (4) 副代理人選定に関すること
- (5) その他付帯事項の一切

## 2 委任期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

